

東日本大震災からの復興、 将来の巨大地震に対する 建築・都市の防災対策は？

——日本建築学会は1995年の阪神・淡路大震災に対する震災復興の蓄積があります。東日本大震災では、被災区域、被災規模、被災内容は異なりますが、過去の経験も生かして、震災復興を加速するための学会の取り組みについてお話をお願いします。また、昨年、南海トラフ地震の被害想定では32万人の死者が出ると発表されました。発生の確率が高いとされる大規模震災への対応についてもお願いします。

▶吉野 「建築の原点に立ち返るー

暮らしの場の再生と革新 東日本大震災に鑑みて」は、2011年9月に公表した第一次提案の行動を原点とし、関連調査研究を深めた第二次提言(表1)として、今年6月に公表しました。これらは和田章前会長のお仕事ですが、被災地域の迅速な復旧・復興のためだけでなく、次に起こるとされる大地震・大津波への備えのためでもあり、研究・提言部会は東日本大震災で顕在化した短期・中長期的な課題を広く取り上げ、具体的な67の提言を示しています。

——吉野会長は東北大学名誉教授、秋田県立大学客員教授を務められ、住まいは東北だと伺っています。東日本大震災の復興の遅れの原因は何だと思われますか？

▶吉野 政府の復興施策の遅れというよりも、各被災自治体が自立的に将来の復興像、およびそれを実行していく力を持ち得ていないことが問題です。高台移転をするにしても、土地取得をめぐる自治体と所有者との調整が円滑に進んでいない様子を見ていると、平時から地域の将来イメージを自分たちで議論し、共有できる状況をつくる必要があります。提言にはそうした事前復興プログラムの提案および実践方法なども示しています。学会会員はその実践に積極的に関与する必要がありますでしょう。

——福島原発事故は、安全神話による技術への過信による人災とされています。第二次提言に、原発事故に対する提言が含まれていないのはなぜですか？

▶吉野 原子力発電所の事故とその後の対策に関しては、現時点では調査が完了していないこと、原子力工学・土木工学・機械工学など多くの分野がかかわる課題であるため、原子力発電施設の安全性の確保に限定しています。しかし、福島

第一原子力発電所の事故に伴う電力供給不足による影響は甚大であり、今後の日本のエネルギー需給状況からも、できるだけ少ない電力消費でも十分な質を確保できる建築・都市の計画方法の検討が必要となります。提言には省エネルギー設計、都市の環境エネルギー計画についてもまとめています。

——提言61では「地域の材料、構法、生産体制の重視」を挙げています。復旧・復興まちづくりで、地域の記憶を継承していくためには、新たにつくる建造物に、地域の材料や構法を用いることが大切であるとしています。しかしながら、国は改正省エネ法によって、2020年までに新築住宅をゼロ・エネルギー住宅仕様の義務化を進めています。そうした場合、地域の材料、構法、生産体制でつくられてきた日本の木造建築・住宅がつかられないことを意味します。学会では改正省エネ法問題については、どのように取り組む予定でいますか。

▶吉野 エネルギー消費の最小化および人間の健康性・快適性も含めて、建物・住宅における断熱化の向上、適切な日射遮蔽、自然換気の見直しは必要です。断熱に関しては、窓などの断熱性能の評価方法などさらなる研究が必要であり、日射遮蔽に関しては、庇など建築形態を活用するデザインの手法の普及など利用技術の確立が必要となっています。今後、地域において伝統構法に精通した職人の育成確保が必要であることから、学会でも伝統構法に関する研究について議論をはじめています。

——学会は「社会的資産としての良好な建築・街並み形成の

	行 動
津波	①破壊力調査、耐津波設計
	②新性能設計
	③減災市街地設計
	④復興まちづくり
対応	①専門的貢献、
	②避難生活環境向上
	③日常生活回復
	④災害廃棄物処理
首都	①性状実態把握、非構造部材性能
	②即時災害対応
	③建築・都市機能維持
	④エリア防災マネジメント
原発	①生活様式調査
	②省エネルギー設計
	③都市の環境エネルギー計画
	④放射線対応策
継承	①記録
	②記憶継承
	③歴史継承

表1 第二次提言で提示した行動項目

東日本大震災に鑑み、 建築の原点に立ち返る

吉野 博 | 日本建築学会長 に聞く

東日本大震災の発生後、日本建築学会（以下学会）では「東日本大震災調査復興支援本部」を設置。その活動の一環として、今後検討すべき調査研究に関する第一次提言が、『建築雑誌』2011年10月号に掲載された。そこでは「(大)津波」「(災害)対応」「首都（を含む大都市）」「原（子力）発（電所）(災害)」「(記録)と継承」の5つのキーワードを軸に提言がまとめられた。

第一次提言発表後、その具体的な検討について、関連が深い常設研究委員と2012年度に新設された特別調査委員会が分担・連携し、2013年6月、第二次提言として「建築の原点に立ち返るー暮らしの場の再生と革新 東日本大震災に鑑みて」が発表された。12月2、3、20日には学会主催の東日本大震災に関するシンポジウム、公開研究会が建築会館で開かれる。

インタビュアー | 江原幸吉（木の建築設計主宰）



ために」、これまで「建築基本法」制定を視野に入れて検討を重ねてきました。既存不適格や空き家対策など建築・都市に関わる問題は山積しています。建築基本法制定の取り組みに対してのご意見をお願いします。

▶吉野 本年4月18日、建築五会による「建築・まちづくり宣言の目指すところ」をとりまとめました。これは、UIA（国際建築家連合）2011東京大会の開催と東日本大震災の被災を契機として、2011年9月に「建築まちづくり宣言」を発表し、その後、5団体合同による建築社会システム検討会を設置し、その具体的な検討について進めてきたものです。

建築・まちづくり宣言の基本方針は「安全・安心な生活環境づくり」「持続可能な社会環境づくり」「豊かで美しい文化環境づくり」の3つを挙

げ、先ほどの、地域産の資材、地域に根ざした技術の活用についてもここで触れています。

また、学会では社会的共通資本形成戦略特別調査委員会を設けています。この委員会では、建築物を良好な社会的共通資本として蓄積し、地域社会の福祉の維持に寄与し続けていくために、関係する各経済主体にはどのような役割が求められるかを明らかにしていくことを目的としています。良質な建築都市環境をつくるために、学会内、建築関連団体と連携しながら建築関連法全体について議論を進めていきます。